

内閣参質二一三第一六〇号

令和六年六月十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員齊藤健一郎君提出千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式における政党代表者の指名
献花に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員齊藤健一郎君提出千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式における政党代表者の指名献花に関する質問
に対する答弁書

千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式（以下「拝礼式」という。）において厚生労働大臣から献花を依頼する御指摘の「政党の代表者」については、拝礼式の開催時間に制約がある中、「政党」の範囲を合理的かつ客観的に定める必要があるため、「千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式実施要領」（平成二十六年五月十六日厚生労働省社会・援護局策定）において「各政党代表（政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第三条第二項に規定する政党・・・の代表）」と定め、これに基づき対応することとしており、御指摘の「NHKから国民を守る党」の代表については、拝礼式の開催時点において当該政党代表ではなかったことから、献花の依頼対象とはしておらず、また、今後についても、同実施要領に基づき対応することとなる。